

会議名	(仮称)矢板市まちづくり基本条例策定委員会第15回会議
日時	平成22年10月13日(水)午後6時30分～8時05分
場所	市役所 第一委員会
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、木下主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり
<p>1 開会(政策班 赤羽主幹) 今日は、会長が急遽欠席ということで、進行は鈴木副会長にお願いをいたします。また、今日は前文の検討までを予定していましたが、前文については、会長が出席できる日に協議をすることにいたします。</p> <p>2 あいさつ(副会長) 皆さん今晚は、私事で前回と前々回を欠席して申し訳ありませんでした。今日は、急遽会長が欠席ということで、これまでの流れが分からない中での進行ということで、皆様の協力により会議をスムーズに進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。今日はご苦勞様です。</p> <p>3 まちづくり基本条例の検討(進行 副会長) 前回に引き続き、条文の検討を行います。分科会3の宮崎分科会長より第26条の説明責任のところから説明願います。</p> <p>分科会3 (説明責任) 第26条 市民の市に対する要望・意見及び苦情に対し迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。 2 市民は、意見・要望等を述べる場合及び必要により応答する場合は、常に公共性を意識しなければなりません。</p> <p>分科会 説明責任ということで、市民の市に対する要望苦情に対し誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めるということです。 2項目は、市民は、意見要望を述べる場合及び応答する場合は、常に公共性を意識するということです。なお、市民が要望・意見をする場合の市民の意識としてまとめました。</p> <p>委員 この条文は、市民の要望関係の取り扱いで、説明責任は、市がいろいろ決定した場合、どのようにして決定したのかを説明するのが説明責任ではないか。</p> <p>事務局 ここには、あと1項目入ります。委員が今言ったような内容が入る予定です。配布時の資料で記入漏れがありましたので、後でこの部分は提出いたします。</p> <p>(危機管理) 第27条 市は、災害、緊急時等に際して市民の生命、財産の安全確保に万全を期すため、市民、事業者並びに国県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援体制を図り、総合的、かつ機能的な危機管理体制の確立に努めます。</p> <p>分科会 市は、災害、緊急時等に際して市民の生命、財産の安全確保に万全を期すため、</p>	

市民、事業者並びに国県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援体制を図り、総合的、かつ機能的な危機管理体制の確立に努めますということです。

市民と事業者、国県との連携、災害時には、自衛隊の要請などもあるので連携は必要であると思う。また横のつながりも必要と思います。普段から危機管理に努めるという状況を作っていたきたいということからこの文にしました。

事務局 大きな災害があった場合は、聞くところによりますと行政は1割程度しか動けないという実態があるようですので、自分のことは自分で助けるという内容がどこかに入っても良いのではないかと思います。

委員 コミュニティとして、例えば行政区の近所づきあいの中の助け合いなどを言っているのかと思います。なお、ここの部分は文書が簡単すぎるのかと思います。

より強調するとすれば、地域住民の協働を図り危機を乗り越えるというような事を盛り込んでいけばよいと思います。

委員 自分で自己管理をするということを入れても良いのではないか。

委員 この文章は硬い文書である。もう少し柔らかくしてはどうか。例えば上越市の場合は、「市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない」という表現になっている。やさしく分かり易くなっているのではないか。

委員 起きることを想定して条例を作っておくのか、起きたことを踏まえて条例を作っておくのか。

事務局 今後起きることを想定して条例を作っておくことになる。

委員 さきほど、委員さんが言ったような文章がいいと思います。

分科会 第2項として市民の項目を設けて文書を追加しても良いと思います。

### (行政手続)

**第28条 市は、別に条例で定めるところにより、市民の権利、利益の保護を図るため、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければなりません。**

分科会 市は、別に条例で定めるところにより、市民の権利、利益の保護を図るため、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければなりませんと言うことであり、矢板市でも行政手続条例が出来ていますのでこれに従うのが良いと思いいこの文面にしました。この条文は市民の権利を守る条文であると思います。

公正の確保と透明性の向上は、どこの条例にもある。市の条例に十分な内容が記載されていると思います。

委員 別に定めるといいますが、自治基本条例は最高の規範としているので、別に定めるといのは2項あたりに入るのがよいと思います。まず、基本的な内容を定めて、その理念に合わせ条例を直していくということではないかと思いません。他市の条例は大部分そのような形になっている。

委員 市は、別に定める条例とは。

事務局 前回の会議の際に資料として配付しております。

委員 分科会では「行政手続は期限を設定し、遅滞なく判断し、それを市民にしめさなければならない」という意見を出しております。これが条例に中に入っていない場合は、この表現を付け加えて欲しい。

事務局 いま言われた表現では、何を言わんとしているか分からないと思います。

委員 例えば、行政手続でこれは6ヶ月かかるようになっていけば、それは必ず6ヶ月かからないといけないのかどうかということを書いたかった。

委員 他市の例を見ますと、市民の権利、利益の保護に努めるとともにという表現になっており、あとは公平にやっていくということで、あとは法律にあるのではないかと思う。

委員 これは、この個別法がある、さらにこれもこの個別法にあると言うことであればまちづくり基本条例を作る意味がないのではないか。

委員 それを全体的にまとめるのが自治基本条例である。市も前は個別法があり必要がないと言っていたが、現在は必要であるとしています。ですから全体的なものは必要であると思う。

副会長 表現は事務局に任せると言うことで宜しいですね。

委員 お任せします。

### (財政運営)

**第29条 市は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率、効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めるとともに、市民に分かりやすく財政状況を公表します。**

分科会 市は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率、効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めるとともに、市民に分かりやすく財政状況を公表しますということで、市民に分かりやすく財政状況を知らせるということを念頭に置いて作りました。

委員 前段の部分で「市民が必要とするものを最小の経費で最大の効果を提供することを基本とする」ということが入ると思う。

分科会 計画的な財政運営を図ることが基本であり、最小の経費で最大限の効果というのは当たり前であり、この文書ですっきりしないのであれば、もう一度練り直すこととなります。

委員 矢板市に行政評価実施要綱があるので、実施要綱に基づいてということを入れてはどうか。

副会長 事務局で表現を検討してください。

### (パブリックコメント)

**第30条 市は、重要な事項に関して意思決定を行う場合、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければなりません。**

分科会 ここにも、実施要綱があるが第30条は、市は、重要な事項に関して意思決定を行う場合、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければなりませんということで、実施要綱を見ますと、やはり市民の意見を求めるとなっていますので、ここでは簡単に表現をしました。パブリックコメントは、既に実施していますのであまり細かく表現してもどうかと思いこの表現にしました。

また、要綱には、いかに市民の意見を大切にすることが載っています。

委員 やさしい言葉で言えば、重要な事項とは何であるということがあるので、「市民生活に関わる事項は」という表現にしてはどうか。

委員 重要な事項はもちろんであるが、「基本的な計画」を追加してどうか。また、今はパブリックコメントの結果を市は公表しているのので、この文に「公表」という表現を入れてはどうか。

副会長 それでは「公表」という言葉をいれて、あとは事務局で検討してください。

#### (組織)

**第31条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、その組織を効果的かつ効率的なものに編成するものとします。**

分科会 組織は、役所内の組織のことであり、時代にマッチした組織を作ることによって市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、その組織を効果的かつ効率的なものに編成するものとしますとしています。

これは、行政の話になってしまいますが、今でも組織の編成替えはされていると思います。

委員 条文と趣旨は違いますが、市の組織を見ていると思い切った組織替え、専門職などがないように思う。もう一つはこの事業を達成するまでは人事をしないなど強い意識の組織を作るくらいの意識がないように思えます。

成功している事例などを見ますと、ある事業が完成するまでは人事の移動をしないということを行わないとプロジェクトみたいものは成功しないのではないかと思います。

事務局 昔駅東の区画整理事業を始めたときは、その事務所を作っては実施をしたことはあります。

#### (コミュニティ)

**第32条 市民は、自らの生活に身近なコミュニティの役割を認識し、これを守り、育てよう努めます。**

**2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を必要に応じて支援することができます。**

分科会 第32条のコミュニティですが、市民は、自らの生活に身近なコミュニティの役割を認識し、これを守り、育てよう努めます。

第2項は、市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を必要に応じて支援することが出来ますとしています。

2項に関しては、最近市では、地域コミュニティ活動推進事業を立ち上げ、それによる支援を行うことが出来るようになっていきます。

なお、第1項のコミュニティですが、このコミュニティは難しい言葉ですが、ここではこれを使っております。

事務局 ここにおけるコミュニティは行政区として捉えることとしています。本来ですと、小学校区、中学校区を単位として考えているところが多いですが、本市では、とりあえず行政区をコミュニティとして考えています。

委員 コミュニティは、住民自治、自治会として住民自治を育てることだと思えます。住民自治を育てていくということで自治会を考えていくことが大切だと思う。

委員 住民自治の意識はこれから非常に大切であるが、今のところはそのような意識

を持っている方が非常に少ないと思う。

ともかく隣との連帯感が薄れている、自分の行政区の掃除にも出てこない人も多い。だからみんなで協力して奉仕しようという気持ちがないところをコミュニティにより作ろうということです。

今すぐ住民自治といって、自分の問題は自分で解決といっても今の行政区では難しいと思う。だから道は遠いと思いますが、少しずつやらなければいけない問題であると思います。

委員 住民自治の一番身近な自治会、これを育てていくことが必要である。コミュニティとなると学校区などいろいろあり、まだ日本の社会の中に定着していない。行政区ではなく自治会を育てていく、行政区を廃止し自治会にするところもある。

委員 コミュニティは用語の定義の中で定義をしてはどうか。

事務局 まだ、用語の定義は協議が終わっていませんので、用語の定義でコミュニティを定義することとします。

### (子どもの育成)

**第33条 市は、保護者、地域住民及び関係機関と密接な協力・連携の基に、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に努めます。**

分科会 第33条は、市は、保護者、地域住民及び関係機関と密接な協力・連携の基に、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に努めますということです。

委員 今は子どもが少ない。子どもが少ないという危機感を持っていただければと思います。ほんとうに子どもがいないということが深刻であると思います。

事務局 この部分は、最初の協議の時に矢板市の特徴を持たせるということで入れた経過がありますが、行政運営の部分にあった方が良いのかどうか、今後さらに検討したいと思います。

なお、特徴を入れるということで、これに代わるものがあればその項目にしても良いと思います。ただ、今話がありましたように子どもが少ないという現状があるようですので、これを生かしても良いと思います。

委員 市では教育のまち、子育てし易いまちと言っているのをこれを特徴としても良いのではないかと

事務局 特徴の件ですが、市では環境宣言を行っているので、その辺が入っても良いのではないかと思います。なお、特徴について皆さんから意見がいただければと思います。

副会長 以上で条例の項目についての検討を終了します。

事務局 次回に行う前文についての資料を配付しますので、次回の会議までに考えてきていただきたいと思います。

なお、次回の会議の日程ですが、10月27日水曜日です。場所は、第一委員会室の予定です。なお、会長の出欠の有無を再確認して、27日に出席できない場合は、改めて日時を決めて連絡をいたします。

5 閉会 20:05

